別表第十の三の三　電気インピーダンス断層撮影に規定する対象患者
区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料１を算定する患者
区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料を算定する患者

別表第十一
一　歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤
オルテクサー口腔用
歯科用（口腔用）アフタゾロン
テラ・コートリル軟膏
デキサメタゾン口腔用
二　歯科点数表第二章第九部手術に規定する特定薬剤
オルテクサー口腔用
アクリノール
歯科用（口腔用）アフタゾロン
テラ・コートリル軟膏
デキサメタゾン口腔用
生理食塩水

別表第十一の二　声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者
心不全の患者
冠動脈疾患の患者
弁膜症の患者
不整脈の患者
先天性心疾患の患者
肺動脈性肺高血圧症の患者
呼吸不全の患者
呼吸器疾患の患者
糖尿病の患者
腎不全の患者
肝不全の患者
血球減少の患者
血液凝固異常の患者
出血傾向のある患者
敗血症の患者
神経障害の患者
ＢＭＩが三十五以上の患者

別表第十一の三　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の対象患者
限局性の固形悪性腫瘍の患者
小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍に限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な骨軟部腫瘍の患者
頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮癌を除く。）の患者
手術による根治的な治療が困難な早期肺癌（日本肺癌学会が定める「肺癌取扱い規約」におけるⅠ期からⅡＡ期までの肺癌に限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な肝細胞癌（長径四センチメートル以上のものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な肝内胆管癌の患者
手術による根治的な治療が困難な局所進行性膵癌の患者
手術による根治的な治療が困難な局所大腸癌（手術後に再発したものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な三個以内の大腸癌肺転移（原発巣切除後であり、局所再発のないものであって、肺外転移が制御されているものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な局所進行性子宮頸部腺癌の患者
手術による根治的な治療が困難な局所進行性子宮頸部扁平上皮癌（長径六センチメートル以上のものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な悪性黒色腫（婦人科領域の臓器から発生した悪性黒色腫に限る。）の患者
限局性及び局所進行性前立腺癌（転移を有するものを除く。）の患者

別表第十二　介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔
一　算定できない検査
(1)　検体検査（医科点数表区分番号Ｄ００７の36に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号Ｄ０２６の４に掲げる生化学的検査(I)判断料並びに医科点数表区分番号Ｄ４１９の３に掲げる動脈血採取であって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
(2)　呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号Ｄ２０９に掲げる負荷心電図検査（心電図検査の注に掲げるもの又は負荷心電図検査の注１に掲げるものであって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るものを除く。）
(3)　負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験
(4)　(1)から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査
二　算定できないリハビリテーション
(1)　脳血管疾患等リハビリテーション
(2)　廃用症候群リハビリテーション
(3)　運動器リハビリテーション
(4)　摂食機能療法
(5)　視能訓練
(6)　(1)から(5)までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション